

はじめに

1 課税の状況

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の課税数量は、8,963千キロリットル（うち税関分491千キロリットル）であり、前年度に比べて0.4%減少している。主な酒類ごとにみると、前年度に比べて増加した酒類は、果実酒が274千キロリットルで9.7%、ウイスキーが96千キロリットルで13.4%、スピリッツが303千キロリットルで14.3%、リキュールが1,917千キロリットルで13.8%それぞれ増加している。前年度に比べて減少した酒類は、清酒が603千キロリットルで2.2%、連続式蒸留しょうちゅうが462千キロリットルで3.8%、単式蒸留しょうちゅうが508千キロリットルで4.4%、みりんが107千キロリットルで0.5%、ビールが2,943千キロリットルで2.5%、発泡酒が967千キロリットルで15.8%、その他の醸造酒が724千キロリットルで3.9%それぞれ減少している。また、平成22年度の課税額は、1兆3,891億円（うち税関分633億円）であり、課税数量の減少に加え、低税率の酒類に需要がシフトしていることもあり、前年度に比べて2.0%減少している。

2 酒類の公正な酒類取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思料される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応している。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成23年12月に、平成22事務年度（平成22年7月1日～平成23年6月30日）の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な事例を公表している。

3 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、酒類の品目ごとに区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成22年度は、88場に対して酒類製造免許を付与しており、平成23年3月末現在付与している酒類製造免許場数は3,106場（各酒類を通じたもの）となっている。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成22年度は、7,928場に対して酒類販売業免許を付与しており、このうち酒類卸売業免許は207場、酒類小売業免許は7,721場となっている。また、平成23年3月末現在付与している酒類販売業免許場数は193,751場となっており、このうち酒類卸売業免許は12,062場、酒類小売業免許は181,689場となっている。

4 社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理研修を積極的に受講されるよう、酒類小売業者に対して周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守していない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図っている。

また、全国小売酒販組合中央会が平成7年5月に総会決議した、従来型酒類自動販売機の撤廃に沿った取組を支援するため、従来型酒類自動販売機の撤廃又は改良型酒類自動販売機への切替えを行うよう、指導の徹底に努めるとともに、平成23年4月1日現在の設置状況について調査を実施し、平成23年11月にその調査結果を公表している。

5 輸出環境の整備に関する事務

酒類業者にとっての輸出障壁の把握に努めるとともに、関係省庁等と連携しながら、経済連携協定（EPA）の締結交渉等を通じて、日本産酒類に係る関税の即時撤廃等を諸外国・地域に求めるなど、日本産酒類の輸出環境の整備に関する取組を行っている。

また、国税庁ホームページの「輸出支援の取組み」において酒類の輸出統計等の情報を提供したほか、在外公館や海外見本市における日本産酒類の輸出促進イベント等への後援等を実施している。

日本産酒類の平成23年（暦年）の輸出数量は約57千キロリットルとなっており、対前年比13.9%の増加であった。また、清酒の平成23年（暦年）の輸出数量は約14千キロリットルと、確認しうる限り過去最高となっており、対前年比1.8%の増加であった。

6 酒類業界に対する技術的事項に関する事務等

酒類は担税物品であるばかりでなく国民生活に関係の深い嗜好飲料であることから、製造面からの酒税の安定確保及び品質・安全性の確保を目的として、酒類の製造及び貯蔵・出荷に関する技術指導や相談、講習、酒類の品質評価等を実施している。

また、特定名称清酒を含む清酒、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒を中心に市販酒類の表示事項等の確認・成分分析及び品質評価を行う全国市販酒類調査を実施し、酒類の品質・安全性の確保のための資料とするとともに調査結果を国税庁ホームページに公表している。

東日本大震災における酒類業者に対する復興支援等

東北地方を中心に東日本の各地に甚大な被害をもたらしました東日本大震災から約1か年が経ちました。東日本大震災により被災された皆様には改めて心からお見舞い申し上げます。

国税庁においては、これまで、酒類製造免許等の取扱いや被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の取扱い等について特例措置を講じるとともに、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性確保のため、出荷前の酒類等の放射能分析等や輸出用酒類に係る証明書の発行を実施しています。また、酒類製造場が甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対する酒税の軽減措置や、被災した中小企業等のグループに対する施設等の復旧に係る補助制度等が講じられています。さらに、酒類業に携わる方々の復興に資する研修会を実施することとしています。これらの施策を通じて震災からの復興支援に尽くしてまいります。